

# ▶ 避難する

## 要配慮者（避難行動要支援者）

要配慮者とは、高齢者や障がい者、難病患者、妊産婦や乳幼児など災害時に特に配慮を必要とする方のことをいいます。

また、要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難であり、特に支援を必要とする方は避難行動要支援者として位置付けられています。

避難行動や避難所生活などの様々な場面で助け合い、支え合いましょう。

### 介助が必要な方



複数人で対応する。車椅子や担架を使うほか、緊急時はおぶって移動する。

### 目や耳の不自由な方



音声や手話、メモなど、その人に伝わる方法で情報を伝える。

### 観光客、外国人の方



土地勘がない人を避難場所などへ誘導する。言葉が通じない場合は身振り手振り等で伝える。

### 普段からの交流



災害時にスムーズな支援をするためには、日頃のコミュニケーションが大切。

## 避難行動要支援者への支援の取組

### ▶ 避難行動要支援者名簿の作成

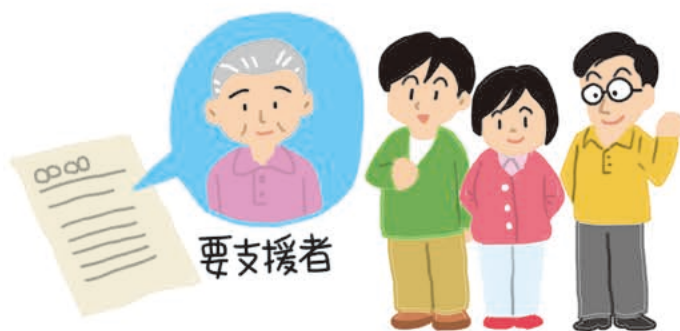
- 町が高齢者や障がい者など災害時に特に支援を必要とする方の名簿を作成します。
- 消防、警察、区会、民生委員などの支援者間で名簿を共有します。

### ▶ 個別計画の作成

- 個人ごとに必要とする支援の内容を確認します。
- 災害時に支援をする支援者を複数名マッチングします。

**民生委員、区会、社会福祉施設などと協力し取組を進めます！**

### 平常時



- 避難行動要支援者名簿の作成
- 支援者への名簿提供
- 必要とする支援内容の確認
- 支援者のマッチング

### 災害時



- 行政は多様な手段で災害情報を伝達
- 名簿、個別計画の情報をもとに支援を実施
- 支援者は自身の安全を第一として、可能な範囲で支援を実施する

## 避難する場所の種類と役割を理解しよう

### 指定緊急避難場所

#### ▶ 危険から逃れるために避難をする場所

- 災害発生時や災害発生のおそれがある場合の避難先

★危険から逃れるための指定緊急避難場所は、「地震」「津波」「洪水」「土砂災害」などの災害の種類別に指定しています。あらかじめ確認しておきましょう！

### 指定避難所

#### ▶ 避難生活を送る施設

- 災害の危険から逃れるため、または災害により家に戻れなくなった場合の滞在先
- 指定緊急避難場所を兼ねている施設もあります

(例) 小学校は「指定緊急避難場所」と「指定避難所」を兼ねていますが、グラウンドは滞在することができないため「指定緊急避難場所」にのみ指定しています。

### 福祉避難所

福祉避難所は、高齢者、障がいのある方、妊産婦や乳幼児などの要配慮者が滞在し、助言などの支援が受けられる施設です。

町では、町内の社会福祉施設などと協定を締結し、福祉避難所を指定しています。

緊急時には、町が開設の必要性を判断し、施設管理者に開設を要請します。まずは近くに開設された指定避難所に移動し、障がいなどの情報をお伝えください。

#### 利用対象者

高齢者や障がい者、妊産婦や乳幼児、病弱者など、避難所生活に特別な配慮を必要とする方とその家族・介助者。

### 津波避難ビル

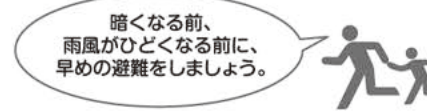
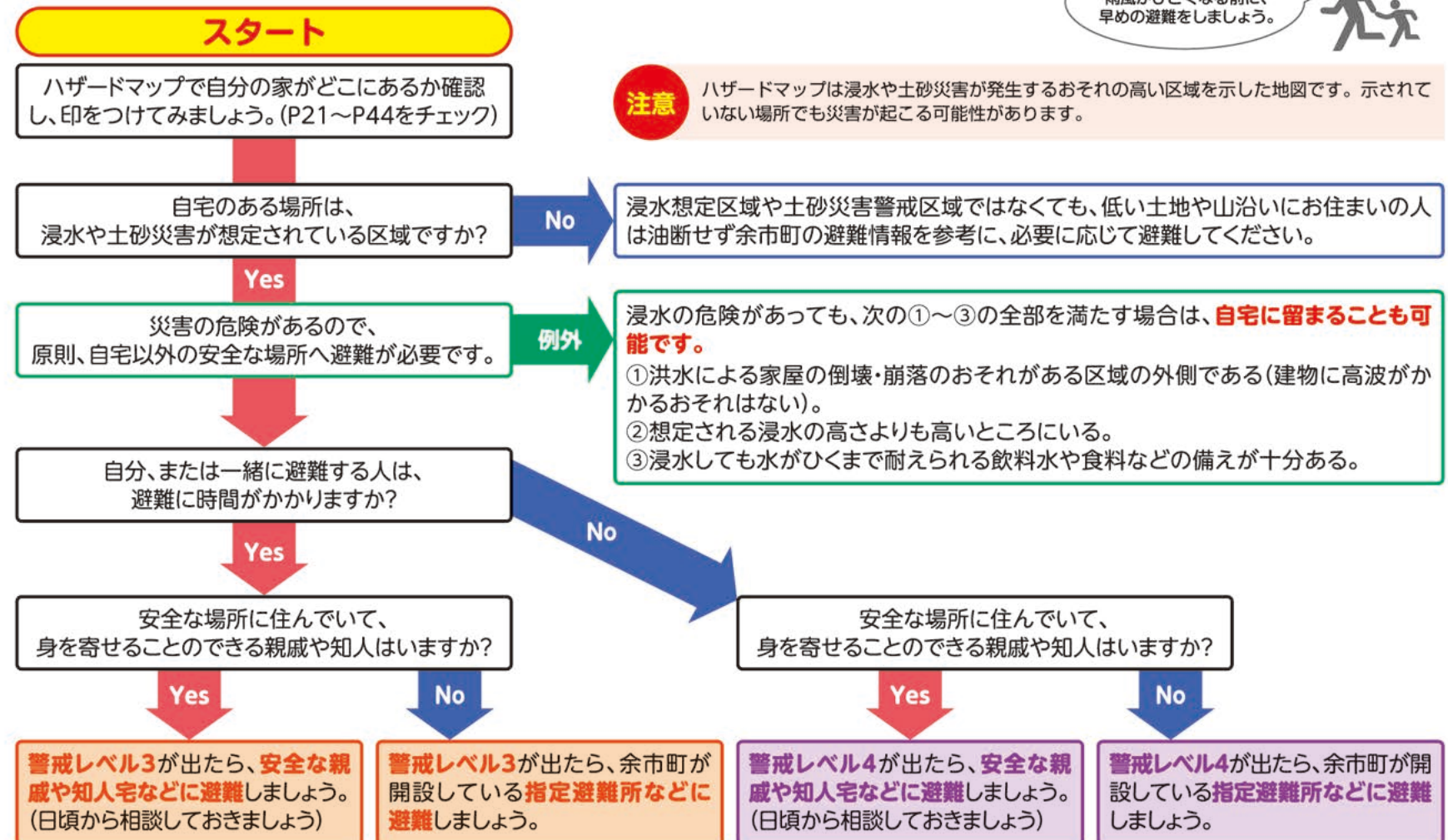
津波避難ビルは、津波発生時や津波発生のおそれがある場合に緊急避難場所として利用する施設です。

町では、町内の民間施設などと協定を締結し、津波避難ビルを指定しています。

緊急時には、正面入口もしくは屋外階段を利用し、できる限り上の階へ避難してください。

## 避難行動をフローでチェック

自宅の災害リスクと、自分のとるべき避難行動を、必ず確認しておきましょう。



暗くなる前、雨風がひどくなる前に、早めの避難をしましょう。